

info
10

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

児童虐待かも？と思ったら「^{いちはやく}189」 子どもたちの未来を守るために

子どもや保護者の様子が「いつもと違う」と思ったら、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に電話をしてください。子どもを守るためには、“いちはやく”気付くことが大切です。少しでも虐待の可能性を感じたら迷わず連絡しましょう。



児童相談所 虐待対応ダイヤル

いちはやく

189

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

※匿名可能、相談者の個人情報も守られます。

児童虐待防止推進のためのオレンジライトアップ

県指定有形文化財の雄勝郡会議事堂記念館をライトアップしますのでぜひご覧ください。

期間 11月1日(土)～11日(火)、26日(水)～30日(日)

時間 午後5時～10時

こども家庭庁
虐待防止特設サイト
checkQ

info
11ヤングケアラーを
知っていますか

ヤングケアラーとは、さまざまな事情により大人に代わって家事や介護などを行う子どものことで、過度な負担がかかり「子どもとしての時間」が持てないことがあります。年齢に見合わない責任や負担は、勉強や部活、友人との時間を作れないなど、子どもの生活や将来に影響を及ぼすといわれています。

子どもの権利が守られ、子どもらしく生活できるよう、ヤングケアラーを正しく理解し、一人で悩みを抱え孤独になりがちなヤングケアラーに、周囲が気付き寄り添うことが大切です。

【ヤングケアラーの一例】 こども家庭庁ホームページより引用



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁
ヤングケアラー特設サイト
checkQ



本ページに関する問い合わせはこちら

湯沢市こども家庭センター（子ども未来課内）
(☎ 55-8275 ☒ kodomo-gr@city.yuzawa.lg.jp)



妊娠中から子育て期にわたる悩みごとや、児童虐待に関することなど、こどもに関するさまざまな相談に対応します。なんでもお気軽にご相談ください。